

2016年12月27日

内閣官房  
日本経済再生総合事務局 御中

日本労働組合総連合会

## 意見書

過日、12月9日に開催されました「第1回 第4次産業革命 人材育成推進会議」において配布されました参考資料について、日本労働組合総連合会の意見を以下の通り提出いたします。よろしくお取り計らい願います。

<参考資料：株式会社ワークスアプリケーションズ牧野代表取締役CEO提出資料>

## 1. 就業構造の改革について

## ●【プロフェッショナル型人材の雇用のあるべき姿】

3) 解雇を自由にする

- 解雇の自由化には反対する。
- 解雇は、使用者の一方的意思表示により（労働者の同意と必要とせずに）、労働契約を終了させるものである。民法は、雇用期間の定めのない労働契約について、労働者と使用者の双方に自由な解約（辞職、解雇）を認めている。  
しかし、労働者にとって解雇というものは大きな打撃であり、突然に生活の糧を失うという極めて重大事である。使用者に比べて弱い立場にある労働者を保護するため、我が国の労働法制は解雇の自由に対して各種の手続的、実体的制限を設けるようになり、客観的に合理的な理由のない解雇や社会通念上相当でない解雇は無効とする「解雇権濫用法理」が判例法として確立した。  
その後、「解雇権濫用法理」は労働契約法16条にて明文化されている。
- また、国際比較の観点からも、日本の法律は、解雇が厳しく規制されているドイツやフランスなどに比べて、解雇を規制する力が弱いと言われており、自由化する必要はない。

以 上